

野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)

愛称:グローバルアシスト

追加型投信／海外／債券

【投資信託説明書（交付目論見書）】2011.2

野村アセットマネジメント

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)の基準価額は、ファンドが投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、
下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポートダイヤル☆ 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前 9 時～午後 5 時

☆インターネットホームページ☆ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、ファンドの基準価額等は下記の携帯サイトでもご覧いただけます。

☆携帯サイト☆ <http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なう野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年4月28日に関東財務局長に提出しており、平成22年5月14日にその効力が生じております。

また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

下記の事項は、「野村高金利国際機関債投信(毎月分配型)」(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主に外貨建て債券を実質的な投資対象としますので、金利変動等による組入債券の価格下落や、組入債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

買付のお申込み日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1万口当たり1万円)に、2.625%(税抜2.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

当ファンドには信託財産留保額はありません。

◆信託報酬

ファンドの純資産総額に年0.924%(税抜年0.88%)の率(以下「信託報酬率」という。)を乗じて得た額とします。

[実質的な信託報酬率の概算値]

当ファンドは、年1.274%程度(税込)になります。

*上記概算値は、当ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、ご投資家の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

◆その他の費用^(*)

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査費用 等

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期

間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書(交付目論見書)

目次(Contents)

ファンドの概要が知りたい

ファンドの基本情報	ファンドの概要	1
-----------	---------	-------	---

ファンドの運用内容が知りたい

ファンドの特色・運用の内容	ファンドの特色	3
	投資対象	4
	投資方針	4
	投資制限	7
	分配方針	8

ファンドのリスクが知りたい

投資リスク	基準価額の変動要因	9
	その他の留意点	9

ファンドのしくみが知りたい

ファンドのしくみ・運用体制	ファンドのしくみ	10
	運用体制	11
	委託会社におけるリスクマネジメント体制	13

ファンドの申込方法が知りたい

申込手続きの概要	買付の申込手続き	14
	換金の申込手続き	15

ファンドにかかる費用・税金が知りたい

費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金	16
	ファンドで間接的にご負担いただく費用	16
	税金の取扱い	18

ファンドの運営方法などが知りたい

その他の情報	管理および運営の概要	20
	内国投資信託受益証券事務の概要	22
	その他ファンドの情報	22
	委託会社等の概況	23

ファンドの運用状況が知りたい

運用状況	投資状況	24
	投資資産	24
	運用実績	25
	財務ハイライト情報	26

«信託約款»	28
--------	-------	----

«用語解説»	34
--------	-------	----

«商品分類»	35
--------	-------	----

ファンドの基本情報

《ファンドの概要》

ファンドの名称	野村高金利国際機関債投信(毎月分配型) (「ファンド」といいます。また、「高金利国際機関債投信」という場合があります。 なお、ファンドの愛称を「グローバルアシスト」とします。)						
ファンドの目的	インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行ないます。						
主な投資対象	<p>以下の2つのファンドを主要投資対象とします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">ファンド名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">形態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンディングス A</td> <td style="padding: 2px;">円建ての外国投資信託</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">野村マネー マザーファンド</td> <td style="padding: 2px;">円建ての国内籍投資信託</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p>	ファンド名	形態	ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンディングス A	円建ての外国投資信託	野村マネー マザーファンド	円建ての国内籍投資信託
ファンド名	形態						
ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンディングス A	円建ての外国投資信託						
野村マネー マザーファンド	円建ての国内籍投資信託						
投資方針	後述の「投資方針」をご覧ください。						
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への直接投資は行ないません。 ・株式への直接投資は行ないません。 ・デリバティブの直接利用は行ないません。 <p>→詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。また、投資対象とする外国投資信託の投資制限等については、「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。</p>						
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・金利変動リスク ・為替変動リスク <p>→詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。</p>						
信託期間	平成32年5月15日まで(平成22年5月27日設定)です。						
決算日	原則、毎月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。						
収益分配	毎決算時に、分配を行ないます。 分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。 ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。						
買付単位	1万口以上1万口単位(当初元本1万口=1万円) または1万円以上1円単位 ※販売会社や申込形態によっては、上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。						
買付申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。						

買付価額	<p>【当初申込期間】(平成 22 年 5 月 17 日から平成 22 年 5 月 26 日まで) 1 万口当たり 1 万円とします。</p> <p>【継続申込期間】(平成 22 年 5 月 27 日から平成 23 年 8 月 5 日まで) 買付のお申込み日の翌営業日の基準価額とします。</p>
申込手数料	<p>買付のお申込み日の翌営業日の基準価額に、2.625%(税抜 2.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。</p>
買付代金の支払い	<p>【当初申込期間】 平成 22 年 5 月 26 日までに、お申込みの販売会社にお支払ください。</p> <p>【継続申込期間】 原則として買付のお申込み日から起算して 6 営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払ください。 ※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。</p>
信託報酬	<p>ファンドの純資産総額に年 0.924%(税抜年 0.88%)の率を乗じて得た額とします。 ※なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた実質的な信託報酬率は年 1.274%程度(税込)になります。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。</p>
換金単位	<p>1 万口単位または 1 口単位 ※販売会社や申込形態によっては、上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。</p>
換金申込締切時間	午後 3 時までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
換金価額	ご換金のお申込み日の翌営業日の基準価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
税金等	後述の「費用・税金」をご覧ください。
換金代金の支払い	原則としてお申込み日から起算して 6 営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。
申込不可日	<p>販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、買付および換金の申込みができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグのいずれかの銀行の休業日と同日の場合 ○12 月 24 日である場合 <p>※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。</p>

※本書で用いている専門的な用語については、「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

ファンドの特色・運用の内容

《ファンドの特色》

- 1 国際機関^{※1}が発行する、信用力の高い債券を実質的な主要投資対象^{※2}とし、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行ないます。**

※1 当ファンドにおいて「国際機関」とは、主に世界の各地域の経済発展や貧困削減を目的に、複数の先進国を中心となり設立された国際的な組織をいいます。国際機関は、発展途上国等への資金供給のため、様々な通貨建ての債券を発行しています。なお、国際機関が発行する債券を「国際機関債」といいます。

※2 ファンドは、円建ての外国投資信託である「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラスA」と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

- 2 新興国^{※1}の通貨の中から、相対的に金利の高い複数の通貨を選定し、国際機関債等への投資および為替予約取引等の活用を通じて、選定した通貨によるポートフォリオを構築し、当該通貨への投資効果を追求します。**

◆選定した通貨建ての国際機関債等に実質的に投資する他、選定した通貨以外の通貨(米ドル等)建ての国際機関債等にも実質的に投資しますが、その場合は、選定した通貨のエクスポージャー^{※2}を持つよう為替予約取引等を活用します。

※1 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

※2 通貨のエクスポージャーとは、当該通貨に係る為替変動リスクに直接的にさらされている部分をいいます。

- 3 每月決算[※]を行ない、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。**

※決算日は、原則として毎月 15 日(当該日が休業日の場合は翌営業日)とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象》

国際機関が発行する、信用力の高い債券を実質的な主要投資対象^{*}とします。

*ファンドは、円建ての外国投資信託である「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」受益証券および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネー マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

◆デリバティブの直接利用は行いません。

■「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」の主要投資対象■

- ◆国際機関が発行する、信用力の高い、世界の国(新興国を含みます。)の通貨建ての債券を主要投資対象とします。
- ◆債券先物、金利先物、為替予約取引、為替先渡取引等を利用します。
- ◆デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ◆詳しくは「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

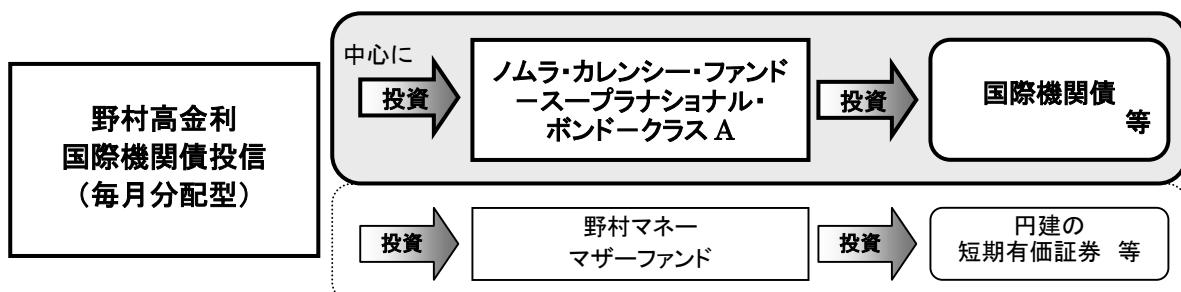
■「野村マネー マザーファンド」の主要投資対象■

- ◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。
- ◆デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆運用方針の詳細については約款をご覧ください。

《投資方針》

◆「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」受益証券および「野村マネー マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の状況においては、「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」受益証券への投資を中心とします*。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

*通常の状況において、「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」について、詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。
- ・「野村マネー マザーファンド」について、詳しくは約款をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

—————《(参考)投資対象とする外国投資信託について》—————**■ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A の概要■**

◆「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンド」は、野村アセットマネジメント株式会社およびノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド(委託会社の英国現地法人)が運用を行なう、ケイマン諸島籍の外国投資信託です。クラス A は、「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンド」から発行される円建受益証券です。

1 ファンドの特色

- ◆国際機関が発行する、信用力の高い債券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行ないます。
- ◆新興国の通貨の中から、相対的に金利の高い複数の通貨を選定し、国際機関債等への投資および為替予約取引等の活用を通じて、選定した通貨によるポートフォリオを構築し、当該通貨への投資効果を追求します。

2 投資方針**<投資対象>**

- ・国際機関が発行する、信用力の高い、世界の国(新興国を含みます。)の通貨建ての債券を主要投資対象とします。
- ・債券先物、金利先物、為替予約取引、為替先渡取引等を利用します。

<投資態度>

- ・国際機関債等への投資および為替予約取引等の活用により、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指します。
- ・投資対象とする債券は、主として、投資時点において、Aaa 格(Moody's 社)または AAA 格(S&P 社)の格付が付与されている国際機関債(発行体である国際機関が、Aaa 格(Moody's 社)または AAA 格(S&P 社)の格付を受けている場合も含みます。)とします。なお、Aaa 格(Moody's 社)または AAA 格(S&P 社)の国債に投資する場合があります。
- ・複数の通貨を選定し、選定した通貨建ての国際機関債等に分散投資を行なうことで、ポートフォリオ全体のリスクの低減を図ります。なお、選定した通貨以外の通貨(米ドル等)建ての国際機関債等にも投資しますが、その場合は、選定した通貨のエクスポートホールドを持つよう為替予約取引等を活用します。
- ・通貨の選定にあたっては、原則として、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケッツ・グローバルの構成国の通貨のうち、金利水準に加え、ファンダメンタルズ、流動性、地域分散等を考慮して 3~6 通貨を選定することを基本とします。選定する通貨数については、3~6 通貨を基本としますが、将来変更される場合があります。選定する通貨については、適宜見直しを行ないます。

JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケッツ・グローバル(JP Morgan Government Bond Index—Emerging Markets Global)は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している現地通貨建ての新興国の債券を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

- ・通貨配分については、ファンダメンタルズ・金利水準等を考慮の上、最終決定します。その結果、組入資産における債券等の通貨配分とは異なる通貨配分となる場合があります。
- ・株式への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3 主な投資制限

- ・有価証券(現物に限る。)の空売りについて、空売りを行なった有価証券の時価総額は純資産総額を超えないものとします。
- ・純資産総額の 10%を超える借入れは行ないません。(ただし、合併等により、一時的に 10%を超える場合を除く。)
- ・流動性の乏しい資産へ投資する場合は、価格の透明性を確保する方法が採られているものとし、その投資割合は純資産総額の 15%以内とします。
- ・受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適性を害する取引は行ないません。
- ・デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

—————《(参考)投資対象とする外国投資信託について》—————**4 収益分配方針**

毎月、原則として安定的な分配を行なうことを基本とします。

分配金額は、インカムゲインおよびキャピタルゲインの水準ならびに純資産価格水準等を勘案の上決定しますが、安定的な分配を目指すため、実際の分配金額は、期間収益(当期中にファンドに計上されたインカムゲインおよびキャピタルゲインの水準)を上回る場合もしくは下回る場合も想定されます。

5 債還条項

ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A の純資産残高が、30 億円を下回った場合には、投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、受託会社の裁量により、ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A を償還する場合があります。

<参考> 「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンド」の主な関係法人

関係	名称	関係業務の内容
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー	ファンドの管理・運営等を行ないます。
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社	ファンドの投資運用業務をファンドの受託会社から委託を受けて行ないます。
副投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド	投資顧問会社との契約に基づきファンドの投資運用業務を行ないます。
管理事務代行会社 保管銀行	ノムラ・バンク(ルクセンブルグ)エス・エー	ファンドの資産の保管業務を行ないます。また、「事務代行会社」として、ファンドの会計、純資産価格計算、その他の事務手続きを行ないます。

<参考> 「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」の管理報酬等

信託報酬は純資産総額の 0.35%(年率)とします。申込手数料は発生しません。ファンドは、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。

<参考> 「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンド」の運用の体制等について

「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンド」のポートフォリオおよびリスクは、主として副投資顧問会社であるノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッドの運用部門によって管理されています。

運用部門は、ポートフォリオ・マネージャーおよびクレジット・アナリストで構成されており、実際のポートフォリオ構築はグローバル債券の運用チームが担当します。

運用にあたっては、経済ファンダメンタルズ分析、金利リスク分析およびクレジット・リスク分析ならびにファンド純資産の状況等を考慮して、ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッドにおいて毎月開かれる債券運用に関する委員会において投資方針が決定されます。

債券の売買執行は、ポートフォリオ・マネージャーの指示に基づき、運用部門から独立したトレーディング部門によって行なわれます。

ポートフォリオの運用ガイドライン等の法令順守についてはコンプライアンス部門がモニターを行ない、パフォーマンスについては審査部門が考查します。

《投資制限》

- 投資信託証券への投資割合
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合
- 外貨建資産への投資割合
- デリバティブの使用
- 株式への投資割合
- 公社債の借入れ

- 資金の借入れ

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(約款)
同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(約款)

外貨建資産への直接投資は行ないません。(約款)
デリバティブの直接利用は行ないません。(約款)
株式への直接投資は行ないません。(約款)

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をする
ことができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が
必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。(約款)

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約
に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借
入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収
益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を
通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金
をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(約款)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

《分配方針》

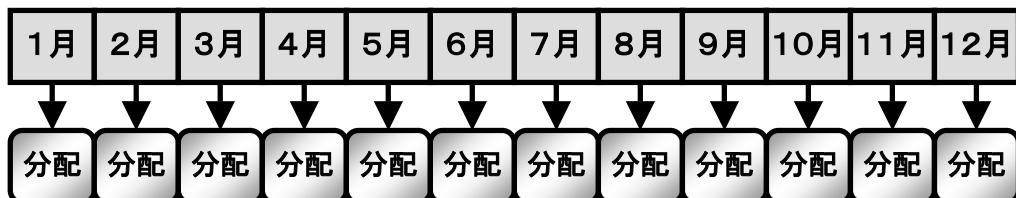
毎月の毎決算時に、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。

◆ファンドの決算日

原則として**毎月 15 日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆毎月の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設げず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。



◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

<分配金をお支払いする契約の場合> 決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。^{※1}

<分配金を再投資する契約の場合> 分配金は税引き後無手数料で再投資されます。^{※2}

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

詳しくは信託約款をご覧ください。

◆分配金に関する留意点

- ・分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。
- ・ファンドは、分配原資の範囲内で安定分配を行なうことを基本とします。よって、状況によっては、分配後の基準価額が期初の基準価額を下回る場合も想定されます。

分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

金 利 变 動 リ ス ク

債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券に投資しますので、金利の変動により、ファンドの基準価額は変動します。

為 替 变 動 リ ス ク

ファンドの投資対象である外国投資信託ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラスAにおいては、外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行なわないため、為替変動の影響を大きく受けます。特に、ファンドは新興国通貨建ての債券に実質的に投資しますので、新興国の通貨の為替変動の影響を大きく受けます。

■その他の変動要因■

信 用 リ ス ク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる場合があります。

有 価 証 券 の 貸 付 等 に お け る リ ス ク

投資対象とする投資信託証券が行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

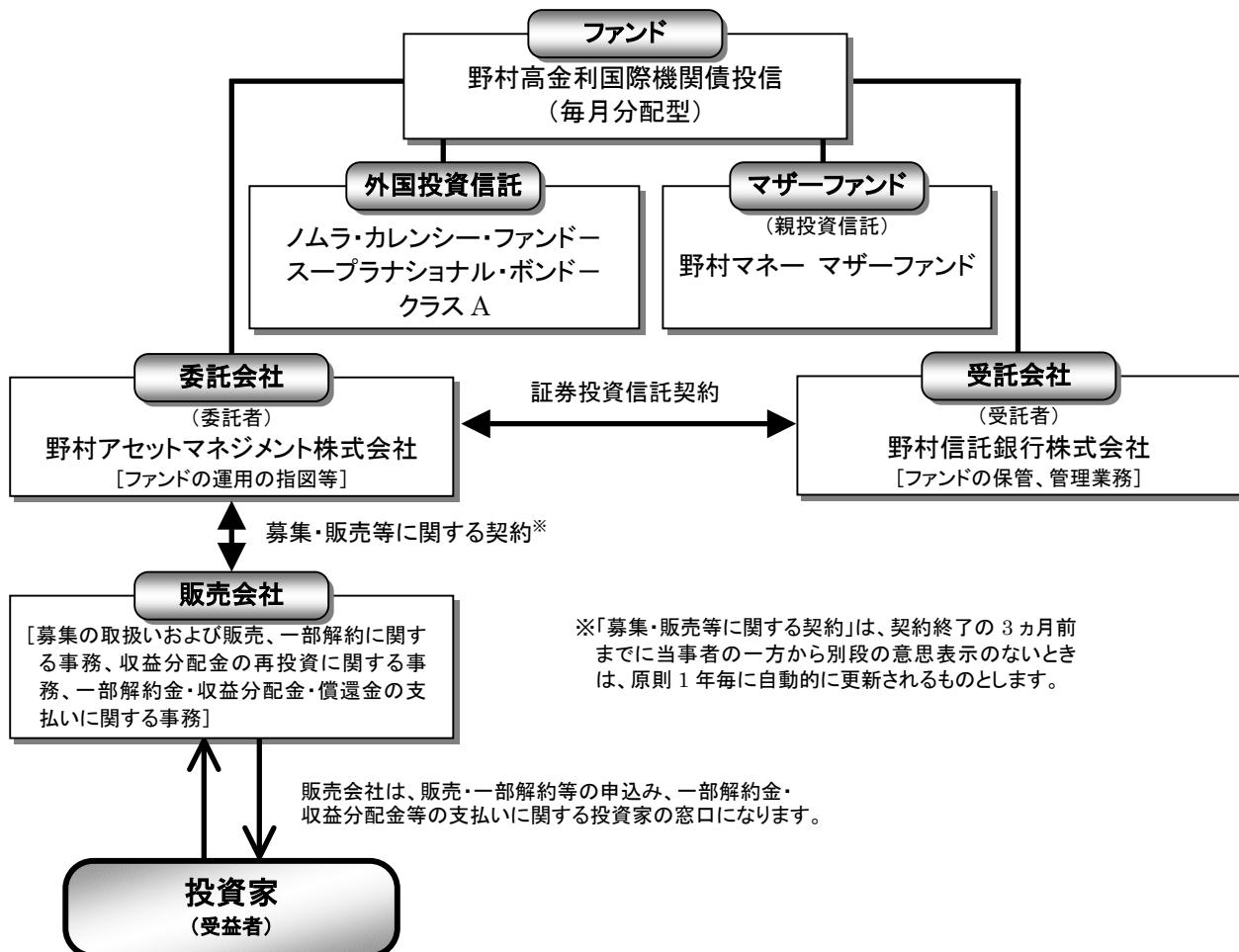
- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。
- ◆ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。外国投資信託受益証券の償還条項については、「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて公社債など値動きのある証券に実質的に投資します(また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なうため、この他に為替変動があります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

ファンドのしくみ・運用体制

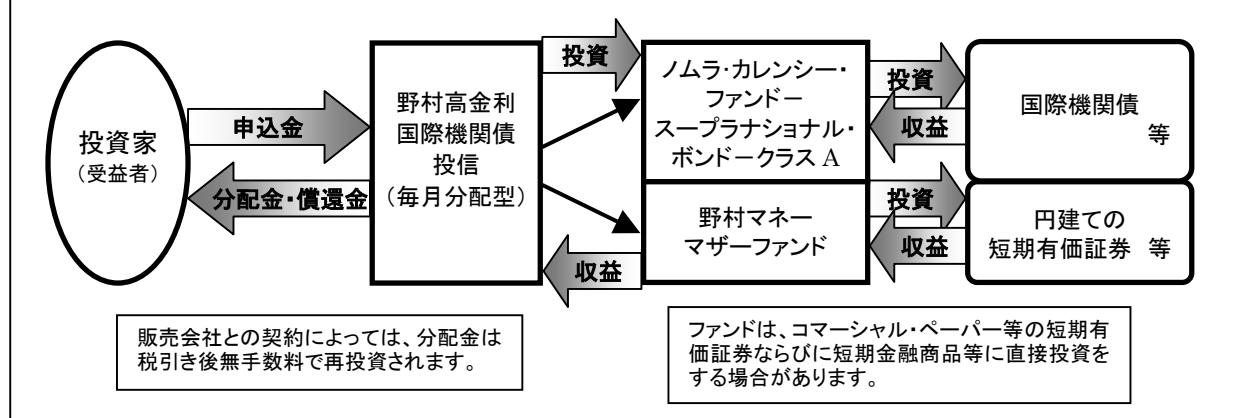
《ファンドのしくみ》

■ファンドの関係法人■

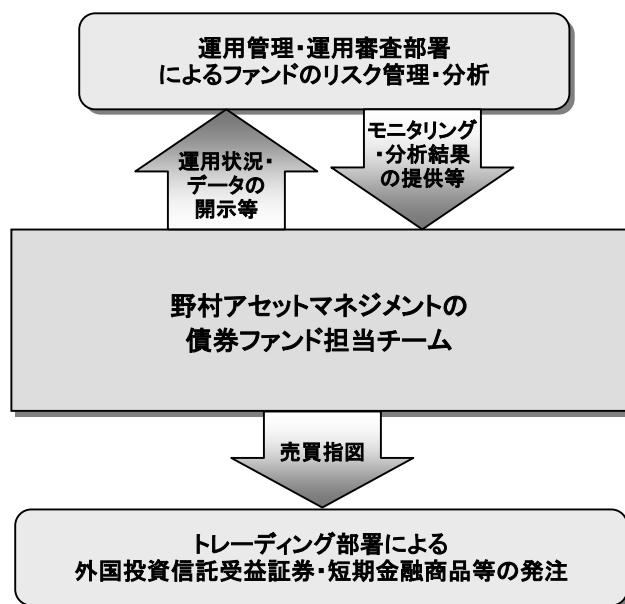


■ファンド・オブ・ファンズ方式について■

ファンドは「ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A」および「野村マネー マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



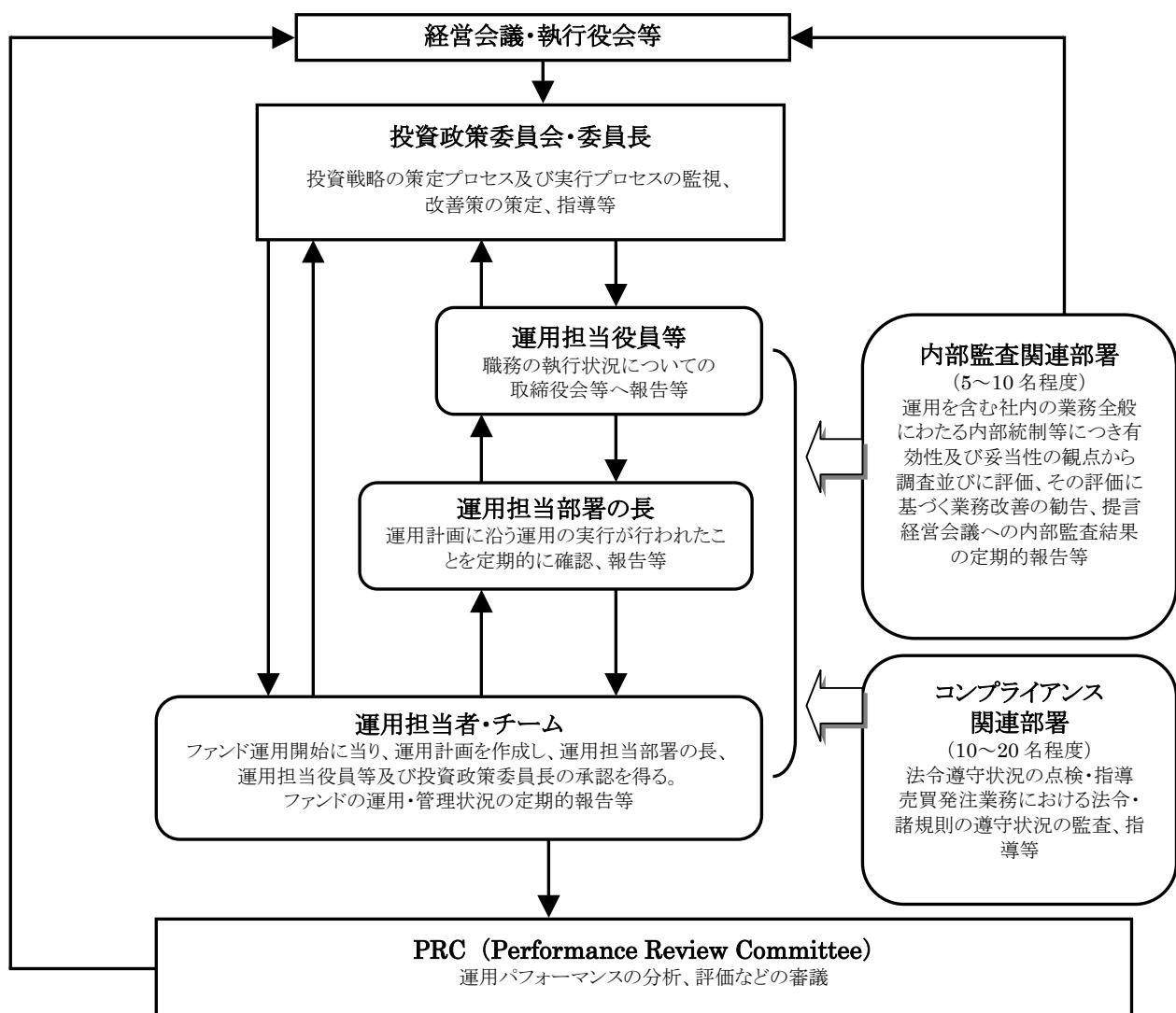
《運用体制》



- ◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

上記の体制等は平成 23 年 2 月 4 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っています。

上記の体制等は平成23年2月4日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

■リスク管理関連の委員会■

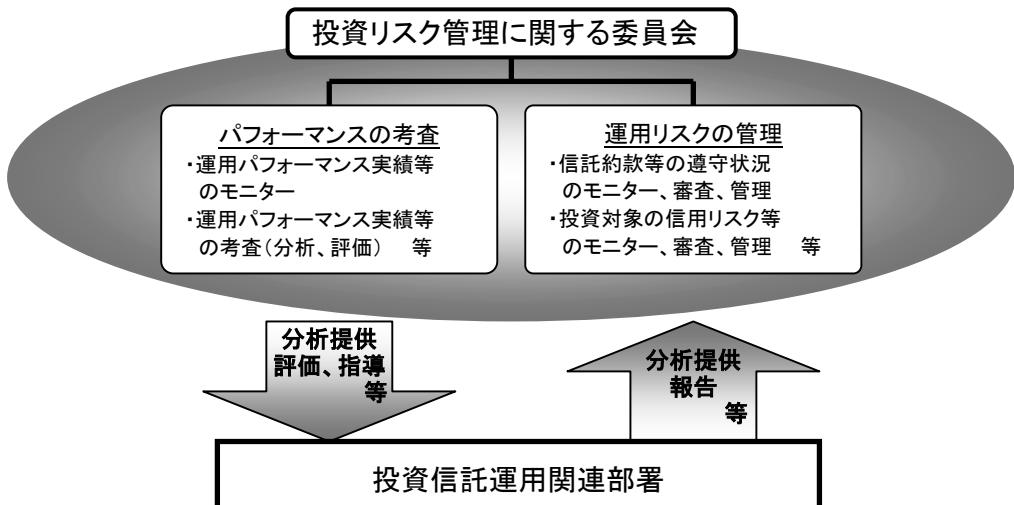
◆パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■リスク管理体制図■



上記の体制等は平成 23 年 2 月 4 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

申込手続きの概要

《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

買付単位	1万口以上1万口単位(当初元本1万口=1万円)または1万円以上1円単位です。 なお、販売会社や申込形態によっては、上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
買付価額	<p>【当初申込期間】(平成22年5月17日から平成22年5月26日まで) 1万口当たり1万円となります。</p> <p>【継続申込期間】(平成22年5月27日から平成23年8月5日まで) 買付のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。</p> <p>※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 また、買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。</p>
買付代金の支払い	<p>【当初申込期間】 買付のお申込代金は、平成22年5月26日までに申込みの販売会社にお支払いください。</p> <p>【継続申込期間】 買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して6営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。</p> <p>※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。</p>
申込締切時間	午後3時までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
申込不可日	<p>販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、買付の申込みができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグのいずれかの銀行の休業日と同日の場合 ○12月24日である場合 <p>※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。</p>

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは信託約款をご覧ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、
買付のお申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた買付のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

換 金 单 位	1万口単位または1口単位です。 なお、販売会社や申込形態によっては、上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金の価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額となります。 ※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。
換 金 代 金 の 支 払 い	換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して6営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



申込締切時間	午後3時までに、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。
--------	--

<大口換金の制限について>

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、大口換金について、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。
-------	-------------------------------------

※前述の「買付の申込手続き」の申込不可日の項をご覧ください。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。詳しくは信託約款をご覧ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、
換金のお申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申込みの受付けを取り消す場合があります。

費用・税金

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.625%(税抜 2.5%)以内※	消費税等相当額

※ 基準価額に、2.625%(税抜 2.5%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	_____	普通分配金 × 10%※ ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	_____	換金時の差益(譲渡益)※ ² に対して 10%※ ¹
償還時	所得税および地方税	_____	償還時の差益(譲渡益)※ ² に対して 10%※ ¹

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

※2 詳しくは後述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

■信託報酬■

時期	項目	費用				
		年 0.924%(税抜年 0.88%)				
毎日	(配分)	(委託会社) 信託報酬総額から、販売会社分および受託会社分を控除した分とします。				
		(販売会社) 販売会社毎のファンドの純資産残高に応じて次の通りとします。				
		100 億円以下の部分	100 億円超 300 億円以下の部分	300 億円超 500 億円以下の部分	500 億円超 1,000 億円以下の部分	1,000 億円超の部分
		年 0.60%	年 0.625%	年 0.65%	年 0.70%	年 0.75%
		(受託会社) ファンドの純資産総額に応じて次の通りとします。				
		500 億円以下の部分			500 億円超の部分	
		年 0.03%			年 0.02%	

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分は上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

■(参考)ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬■

外国投資信託の名称	信託報酬率(年率)
ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A	0.35%

上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、ファンドの設立に係る費用はファンドが負担し、5 年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の状況においてはノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラス A 受益証券への投資比率は、概ね 90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況によっては、実質的な信託報酬は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.274%程度

■他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

《税金の取扱い》

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記 10% の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、20%（所得税 15% および地方税 5%）となる予定です。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により 10%（所得税 7% および地方税 3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 10% の税率により源泉徴収が行なわれます。上記 10% の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、20%（所得税 15% および地方税 5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成 23 年 12 月 31 日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税 7%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記 7% の税率は平成 24 年 1 月 1 日からは、15%（所得税 15%）となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益*については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

*換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

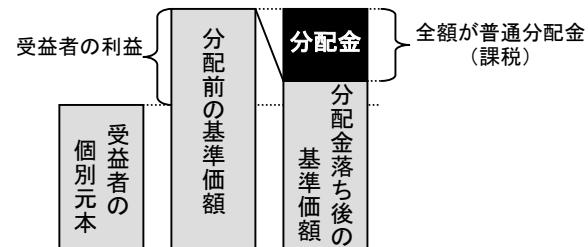
◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドを複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

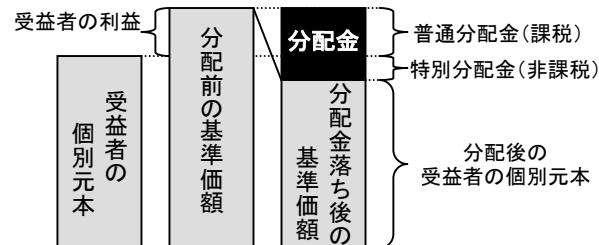
■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。

①分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。



②分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

その他の情報

《管理および運営の概要》

信託期間

平成 32 年 5 月 15 日までとします(平成 22 年 5 月 27 日設定)。
なお、委託者は、信託期間の延長が受益者に有利であると認めた場合は、信託期間を延長することができます。

計算期間

原則として、毎月 16 日から翌月 15 日までとします。
なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

信託金限度額

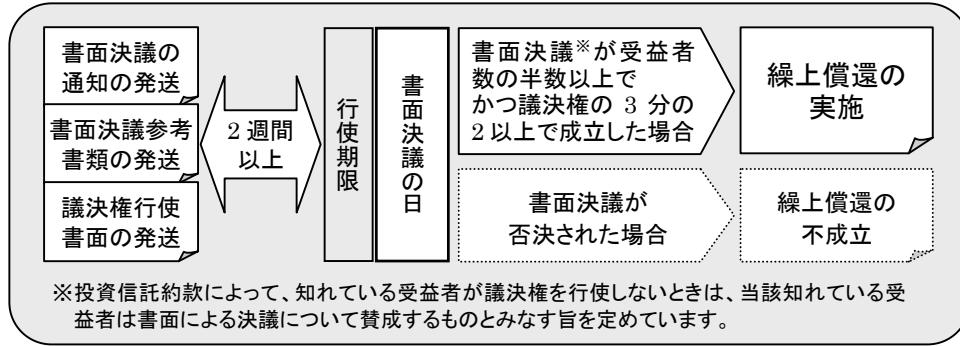
ファンドの信託金限度額は 7,000 億円です。

繰上償還

- (1) ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させます。
(この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)
- (2) 次のいずれかの場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。
 - ① 受益者に有利であると認めるとき
 - ② やむを得ない事情が発生したとき

(この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)

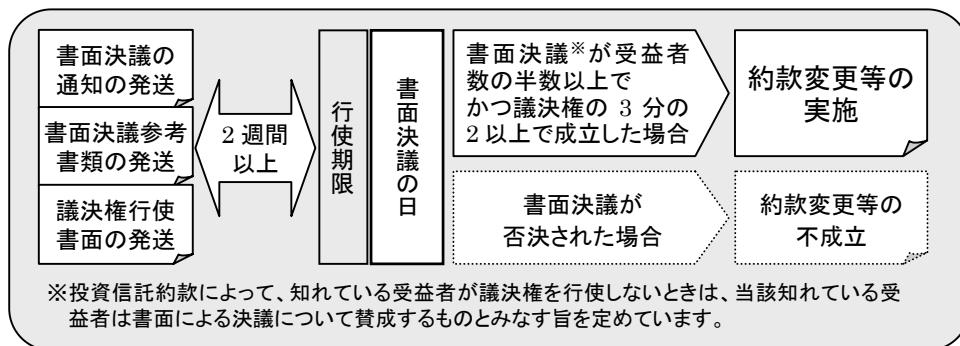
委託者は、上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。



約款変更等

(3) 上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。

- (1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発したときは、このファンドの信託約款を変更することまたはこのファンドと他のファンドとの併合を行なうこと(以下「約款変更等」という。)ができます。(この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)
- (2) 委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものに該当する場合(含むファンドの併合)については、以下の手続で行ないます。



- (3) 監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

**反対者の
買取請求権**

ファンドの線上償還または重大な約款変更等を行なう場合には、書面決議において当該線上償還または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求できます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「線上償還」(2)または「約款変更等」(2)に規定する書面に付記します。

公 告

委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知っている受益者に対して交付します。

保 管

該当事項はありません。

**受 益 者 の
権 利 等**

受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

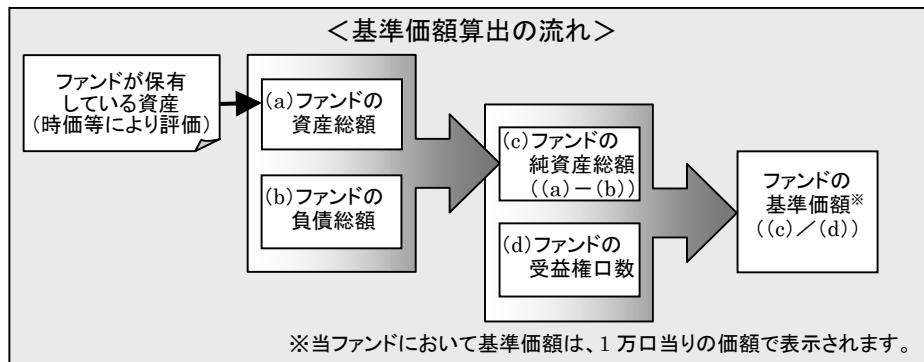
資産の評価

■基準価額の計算方法■

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額※を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のこと、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

■主な投資対象の評価方法■

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、とりうる直近(通常、基準価額計算日の前営業日)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

《内国投資信託受益証券事務の概要》

受益証券の名義書換の 事務等

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

※受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件および受益権の再分割に係るファンドの受益権、並びに質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは信託約款をご覧ください。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

《その他ファンドの情報》

内国投資信託受益証券 の形態等

追加型証券投資信託・受益権(「受益権」といいます。)

当初元本は1口当たり1円です。格付けは取得していません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額

【当初申込期間】1,500億円を上限とします。

【継続申込期間】2兆円を上限とします。

申込期間

【当初申込期間】平成22年5月17日から平成22年5月26日まで

【継続申込期間】平成22年5月27日から平成23年8月5日まで

※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

払込期日

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日(当初申込に係る発行総額は設定日)に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

該当事項はありません。

有価証券届出書 (訂正届出書を含みます) の写しの縦覧 振替機関に関する事項

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考)投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。

第1【ファンドの沿革】

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

2【換金(解約)手続等】

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(2)【保管】

(3)【信託期間】

(4)【計算期間】

(5)【その他】

2【受益者の権利等】

第4【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(2)【損益及び剰余金計算書】

(3)【注記表】

(4)【附属明細表】

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

第5【設定及び解約の実績】

上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。

ファンドの詳細情報**《委託会社等の概況》**

◆下記は平成 22 年 12 月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社
代表者の役職 氏名	執行役社長 吉川 淳
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
資 本 金 の 額	17,180 百万円
会 社 の 沿 革	昭和 34 年(1959 年)12 月 1 日 野村證券投資信託委託株式会社として設立 平成 9 年(1997 年)10 月 1 日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更 平成 12 年(2000 年)11 月 1 日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更 平成 15 年(2003 年)6 月 27 日 委員会等設置会社へ移行 名 称 : 野村ホールディングス株式会社 住 所 : 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号 所有株式数 : 5,150,693 株 比 率 : 100%
大 株 主 の 状 況	

運用状況

◆以下は平成 22 年 12 月 30 日現在の運用状況です。

また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

《投資状況》

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	50,031,510	0.09
	ケイマン	54,153,542,512	99.43
	小計	54,203,574,022	99.53
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	255,478,128	0.46
合計(純資産総額)		54,459,052,150	100.00

<ご参考>

「野村マネー マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	3,601,140,189	72.77
特殊債券	日本	200,582,992	4.05
社債券	日本	114,366,596	2.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,031,990,398	20.85
合計(純資産総額)		4,948,080,175	100.00

《投資資産》

(1) 投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託 受益証券	ノムラ・カレンシー・ファンド スーパークリエイターズ A	5,840,546	9,452	55,205,559,278	9,272	54,153,542,512	99.43
2	日本	投資信託 受益証券	野村マネー マザーファンド	49,233,921	1.0162	50,031,510	1.0162	50,031,510	0.09

<ご参考>

「野村マネー マザーファンド」

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫短期証券 第140回	900,000,000	99.99	899,965,349	99.99	899,965,349	—	2011/1/12	18.18
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(5年)第60回	200,000,000	100.74	201,497,392	100.74	201,497,392	1.2	2011/9/20	4.07
3	日本	国債証券	国庫短期証券 第142回	200,000,000	99.99	199,989,756	99.99	199,989,756	—	2011/1/17	4.04
4	日本	国債証券	国庫短期証券 第144回	200,000,000	99.99	199,985,448	99.99	199,985,448	—	2011/1/24	4.04
5	日本	国債証券	国庫短期証券 第146回	200,000,000	99.99	199,980,944	99.99	199,980,944	—	2011/1/31	4.04
6	日本	国債証券	国庫短期証券 第147回	200,000,000	99.98	199,977,056	99.98	199,977,056	—	2011/2/7	4.04
7	日本	国債証券	国庫短期証券 第148回	200,000,000	99.98	199,972,776	99.98	199,972,776	—	2011/2/14	4.04
8	日本	国債証券	国庫短期証券 第150回	200,000,000	99.98	199,967,560	99.98	199,967,560	—	2011/2/21	4.04
9	日本	国債証券	国庫短期証券 第152回	200,000,000	99.98	199,961,568	99.98	199,961,568	—	2011/2/28	4.04
10	日本	国債証券	国庫短期証券 第154回	200,000,000	99.97	199,956,764	99.97	199,956,764	—	2011/3/7	4.04
11	日本	国債証券	国庫短期証券 第155回	200,000,000	99.97	199,949,948	99.97	199,949,948	—	2011/3/14	4.04
12	日本	国債証券	国庫短期証券 第157回	200,000,000	99.97	199,944,624	99.97	199,944,624	—	2011/3/22	4.04
13	日本	国債証券	国庫短期証券 第160回	200,000,000	99.96	199,932,280	99.96	199,932,280	—	2011/3/28	4.04
14	日本	国債証券	国庫短期証券 第161回	200,000,000	99.96	199,930,324	99.96	199,930,324	—	2011/4/7	4.04
15	日本	社債券	東京電力 第482回	100,000,000	100.51	100,516,888	100.51	100,516,888	1.45	2011/5/25	2.03
16	日本	特殊債券	しんきん中金債券 利付第197回	100,000,000	100.44	100,447,440	100.44	100,447,440	1.55	2011/4/27	2.03
17	日本	特殊債券	みずほコーポレート銀行債券 利付 第679回	100,000,000	100.13	100,135,552	100.13	100,135,552	1.1	2011/2/25	2.02
18	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第286回	100,000,000	100.12	100,128,400	100.12	100,128,400	0.3	2011/11/15	2.02
19	日本	社債券	四国電力 第269回	13,800,000	100.36	13,849,708	100.36	13,849,708	1.1	2011/5/25	0.27

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.53
合計		99.53

<ご参考>

「野村マネー マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	72.77
特殊債券	—	4.05
社債券	—	2.31
合計		79.14

(2)投資不動産物件

該当事項はありません。

(3)その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《運用実績》

①純資産の推移

平成22年12月末日及び同日前1年以内における各月末(設定来)並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)*	(分配落)	(分配付)*
第1特定期間	2010年5月27日～2010年11月15日	47,591	48,088	0.9575	0.9675
	2010年5月末日	27,793	—	0.9999	—
	6月末日	32,036	—	0.9785	—
	7月末日	35,819	—	0.9937	—
	8月末日	38,486	—	0.9640	—
	9月末日	43,772	—	0.9837	—
	10月末日	45,712	—	0.9538	—
	11月末日	49,789	—	0.9611	—
	12月末日	54,459	—	0.9434	—

※特定期間末における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②分配の推移

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2010年5月27日～2010年11月15日	0.0500 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2010年5月27日～2010年11月15日	0.8 %

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

《財務ハイライト情報》

- ◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ◆ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

<貸借対照表>

期別 科目	当期 平成22年11月15日現在 金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	946,242,461	
投資信託受益証券	47,140,819,375	
親投資信託受益証券	50,026,587	
未取利息	2,447	
流動資産合計	48,137,090,870	
資産合計	48,137,090,870	
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	497,050,954	
未払解約金	12,357,891	
未払受託者報酬	1,241,786	
未払委託者報酬	35,183,940	
その他未払費用	82,777	
流動負債合計	545,917,348	
負債合計	545,917,348	
純資産の部		
元本等		
元本	49,705,095,448	
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△2,113,921,926	
(分配準備積立金)	177,849,253	
元本等合計	47,591,173,522	
純資産合計	47,591,173,522	
負債純資産合計	48,137,090,870	

<損益及び剰余金計算書>

期別 科目	当期 自 平成22年5月27日 至 平成22年11月15日 金額(円)	
営業収益		
受取配当金	2,428,009,715	
受取利息	519,702	
有価証券売買等損益	△1,858,961,201	
営業収益合計	569,568,216	
営業費用		
受託者報酬	5,640,943	
委託者報酬	159,826,682	
その他費用	376,008	
営業費用合計	165,843,633	
営業利益	403,724,583	
経常利益	403,724,583	
当期純利益	403,724,583	
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	2,464,326	
期首剰余金又は期首欠損金(△)	—	
剰余金増加額又は欠損金減少額	12,847,962	
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	12,847,962	
剰余金減少額又は欠損金増加額	428,532,963	
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	428,532,963	
分配金	2,099,497,182	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△2,113,921,926	

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期 自 平成 22 年 5 月 27 日 至 平成 22 年 11 月 15 日
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 投資信託受益証券及び親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	
3 その他		当該財務諸表の特定期間は、平成 22 年 5 月 27 日(設定日)から平成 22 年 11 月 15 日までとなっております。

信託約款

(野村高金利国際機関債投信(毎月分配型))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

円建ての外国投資信託であるノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラスA 受益証券および円建ての国内籍の投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラスA 受益証券および野村マネー マザーファンド受益証券への投資比率は、通常の状況においては、ノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドークラスA 受益証券への投資を中心としますが、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ デリバティブの直接利用は行いません。

④ 株式への直接投資は行いません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

**追加型証券投資信託
(野村高金利国際機関債投信(毎月分配型))
約款**

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金7,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成32年5月15日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,500億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはできません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契

約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。)および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもつて取得申込に応じることができます。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 第1項の場合の取得申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する日である場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

④ 第2項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)における取引の停止、外貨為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対する対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限りません。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

- ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

- 第 16 条 委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託であるノムラ・カレンシー・ファンドースープラナショナル・ボンドクラスA 受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である野村マネー マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。
1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
 2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
 3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
 4. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものを含みます。)
 5. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものを含みます。)
 6. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

また、第 4 号および第 5 号の証券に係る運用の指図は、委託者が第 18 条の運用の基本方針に沿ったものとして選定した証券であり、かつ、運用の指図を行なうものとして別に定める証券(「別に定める投資信託証券」といいます。)に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第 17 条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間ににおいて信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人を含みます。以下本項、次項および第 20 条において同じ。)、第 20 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者は受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等を含みます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 19 条および第 25 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の

借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 20 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者ののみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為(混藏寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 22 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第 23 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 24 条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開

始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借り入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 26 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 27 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 28 条 この信託の計算期間は、毎月 16 日から翌月 15 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は信託契約締結日から平成 22 年 7 月 15 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 4 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第 29 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 30 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 31 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 28 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 88 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 32 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 33 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 債還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第 36 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 36 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6 営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 34 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 35 条 受託者は、収益分配金については第 33 条第 1 項に規定する支払開始日までに、償還金については第 33 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 33 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 36 条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1 口単位もしくは 1 口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定めるいずれかの条件に該当する日である場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、第4条の規定による信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託が主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、第1項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行なうことができます。なお、知れている受益者が議決権を行なうときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤ 第3項の書面決議は議決権を行なうことができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑥ 第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託契約を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかるわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその

内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行なうことができます。なお、知っている受益者が議決権を行なうときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行なうことができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかるわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、第37条第3項または前条第2項に規定する書面に付記します。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(信託期間の延長)

第45条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年5月27日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定めるいづれかの条件
約款第 12 条第 3 項、第 36 条第 1 項の「別に定めるいづれかの条件」
は次のものをいいます。
 - ・ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグのいづれかの銀行の休
業日と同日の場合
 - ・12 月 24 日である場合

(野村マネー マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行いません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

用語解説

■ 「EDINET」(エディネット)

Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

■ 「格付」(かくづけ)

債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。

■ 「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

■ 「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。なお、当ファンドには信託財産留保額はありません。

■ 「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

■ 「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

■ 「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

■ 「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

商品分類

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村高金利国際機関債投信(毎月分配型))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
追 加 型		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル		
一般	年 2 回			
大型株	年 4 回	日本		
中小型株	年 6 回 (隔月)	北米		
債券	年 12 回 (毎月)	欧州	ファミリーファンド	あり ()
一般		アジア		
公債		オセアニア		
社債		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他債券		アフリカ		
クレジット属性 ()		中近東 (中東)		
不動産投信	日々			なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格付債))	その他 ()			
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(債券)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については次ページ以降をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

平成 22 年 7 月 1 日現在

単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネジメント・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF 等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

補足分類

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合は当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

投資対象資産による属性区分

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各國の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- (1) 日経225 (2) TOPIX (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

特殊型

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。